

## 委員からの提案に関する事項について

No.	提 案 内 容	提出会派
1	1. 土、日曜日・夜間等の議会 2. 代表質問の復活 3. 議会事務局の「法制面」の強化 4. 予算決算委員会について	新政クラブ
2	1. パソコン・タブレットの持ち込みについて（一般質問以外） 2. 議会事務局に法制担当職員を配置することについて 3. 土・日曜日、議会の開催について（年に1回程度：3月） 4. 子ども連れの傍聴について（環境整備後に）	公 明 党
3	<p>（文章中の「第〇条」は議会基本条例の条項を指す、また内容によっては他の条項と重複する場合もある）</p> <p>第2条（議会の役割）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、 議会による立法機能の強化（他自治体議会との連携も視野に）</li> <li>2、 能動的で自律した委員会活動の実施（閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など）</li> </ol> <p>第3条（議会の活動原則）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3、 委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り</li> <li>4、 会派ごとに（但し議員別）項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開</li> <li>5、 委員会審査結果？へ委員賛否を掲載（誰が反対し、賛成したか明確にする）</li> <li>6、 議会広報機能の強化（議会だよりという意味ではなく、総合的な意味で）</li> <li>7、 議会だよりのA4化</li> <li>8、 定例議長記者会見・議会記者発表の実施</li> </ol>	明るいまらい ・やまと

3	<p>第4条（議員の活動原則）</p> <p>9、 IT機器の積極活用（会派に2台のパソコン貸与では時代にそぐわない）</p> <p>10、 委員会、本会議へのタブレット端末持ち込み</p> <p>11、 資料のペーパーレス化（PDFなど）</p> <p>12、 議員控え室を会派執務室に変更（議員は控えている訳ではない）</p> <p>13、 議会無線LAN環境整備</p> <p>第6条（会派）</p> <p>14、 全会一致の原則見直し（4分の3以上の賛成等）</p> <p>15、 議員交流や親交を深めるための宿泊交流会の実施（全額自己負担）</p> <p>第7条（市民参加）</p> <p>16、 議会のツイッター導入（会期日程などの議会情報のお知らせなどに利用）メルマガ配信でも可（広報機能強化の一環でもある）</p> <p>17、 議会疑似体験（こども議会、おとな議会等）の実施</p> <p>第8条（会議及び情報の公開）</p> <p>18、 代表者会・全員協議会の会議録インターネット公開</p> <p>19、 議員による代表者会の傍聴を可能にする</p> <p>20、 議会中継や録画映像をスマホやタブレット端末でも視聴可能にする</p> <p>21、 傍聴者に配慮した案内表示（階段等）</p> <p>22、 委員会ネット中継の早期実施（中継実施が遅れるのであれば出張委員会を実行するなど情報公開の在り方を模索する議会の努力を明示する必要がある）</p> <p>第10条（市長等の説明責任）</p> <p>23、 予算決算資料の早期晒布</p> <p>24、 行政職員が本会議を欠席する場合、職務代行者が出席・発言する</p> <p>第11条（行政評価）</p> <p>25、 議会による行政評価実現のための検討会発足（勉強会・研修会でも可）</p> <p>第13条（議長及び副議長）</p> <p>26、 議長・副議長選挙が無い年は信任投票を実施する（二年目に継続させるかどうか）</p>	<p>明るいまらい ・やまと</p>
---	--	------------------------

<p>3</p>	<p>第14条（政策形成等）</p> <p>27、 議員登庁日の設定（月に最低1日、議員が集まらなければ政策形成も不可能）</p> <p>28、 議員勉強会・研究会の開催（議員同士である案件を検討の開催（議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか）</p> <p>29、 議員研修の充実化</p> <p>第15条（政務活動費）第20条 議員報酬</p> <p>30、 政務活動費の再考（議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増）</p> <p>31、 政務活動費使途基準の緩和</p> <p>32、 付属機関（審議会、組合等）の議会選出委員の報酬見直し（別に議員報酬を得ているため）</p> <p>第21条（議会改革のための組織）</p> <p>33、 市民参加型の議会改革検討協議会の実施（但し、採決は議員のみ）</p> <p>34、 市民等の議会改革検討協議会の傍聴を可能にする</p> <p>その他</p> <p>35、 基本条例改正（旧13条の復活、一般質問の条項、反問権、一問一答）</p> <p>36、 議会防災訓練の実施・控室に各自災害対策アイテムを保管（自己負担）</p> <p>37、 対面式演壇に配慮した議席指定（中央下段の議席を最初から空けておく）</p> <p>38、 自席マイク導入（移動時間減少⇒人件費減）</p> <p>39、 本会議場の有効活用（結婚式・発表会など）</p> <p>40、 議員名札の配布及び着用</p> <p>41、 これらの改革の実行に必要な会議規則の改正</p>	<p>明るいみらい ・やまと</p>
----------	--	------------------------